

尼崎市内の阪急沿線におけるまちづくりの推進に関する協定書

尼崎市（以下「甲」という。）と阪急電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を通じて、尼崎市内の阪急沿線（尼崎市北部地域。以下「対象地域」という。）におけるまちづくりに関して次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に相互連携・協力して、将来的な定住人口・交流人口・関係人口の増加を目指し、持続可能なまちづくりや地域の活性化など、対象地域における都市機能の再生・強化に向けた取組の推進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の事項に関して連携し、協力する。

- （1）駅を中心としたまちづくりや交通機能の強化等に関すること
- （2）地域資源を活用したまちの賑わいづくりに関すること
- （3）災害に備えたまちづくりの推進や暮らしの安全安心の向上に関すること
- （4）その他、相互の連携・協力による取組が必要と認められること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に書面にて相手方の承諾を得た場合は、甲及び乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出た場合は、その都度、協議の上、当該変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙のそれぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8（2026）年 9月 25日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
尼崎市市長 松本 眞

乙 大阪市北区芝田1丁目16番1号
阪急電鉄株式会社
代表取締役社長 嶋田 泰夫